

令和7年度活動支援事業 研修会等開催支援実施要綱

1 趣 旨

(公財)いしかわ女性基金(以下、「基金」という。)は、女性の社会参画の推進、女性問題の解決のための意識啓発に資するため、企業、団体、グループ等(以下「団体等」という)が主催する研修会、講演会、講座、シンポジウム等(以下「研修会等」という)の開催に要する経費のうち、講師等に係る**謝金・旅費**及び**会場使用料・機器使用料**を助成する。

2 助成対象

- ・対象活動は、団体等が県内で開催(主催)する研修会等で、その内容が本要綱の趣旨に合い、かつ参加者が**20人以上**のもの(複数の団体等が合同で実施することも可)とする。
- ・対象経費は、講師、保育士、手話通訳者等の**謝金・旅費(交通費・宿泊費)**及び**会場使用料・機器使用料**で、団体等が負担するものとする(団体等内部講師は除く)。

(研修会等の内容例)

- ・家庭・職場・地域における女性の地位向上
- ・女性の自立と社会参画の推進
- ・男性の家事(育児)参加の啓発、ワークライフバランスについて
- ・セクシュアル・ハラスメントに関すること
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)に関すること
- ・女性の視点から考える地域防災について など

3 申請条件

- (1) 国、地方公共団体若しくはそれらの外郭団体又は石川県男女共同参画推進員が主催する研修会等でないこと。
- (2) 研修会等が特定の政治的・宗教的活動又は営利・営業目的でないこと。
- (3) 団体等が石川県内を活動の拠点とし、県内で開催される研修会等であること。
- (4) 研修会等は複数回のシリーズで実施する場合は、全体を一事業として捉えることができる。この場合、参加者数による助成額の区分は、原則として事業合計の実質参加者数に応じて決定することとする(のべ人数ではないので注意すること)。
- (5) 申請は1団体等につき1回とし、予算額に達し次第事業を終了する。

4 助成限度額

助成額は**3万円**(年間で10団体程度)とする。

- ・対象団体等：営利団体(企業)、非営利団体(NPO、任意団体等)
- ・研修会等参加者：20人以上

- (注) 1 講師等の謝金及び旅費については別紙に定めるものとする。
- 2 参加費等を徴収する研修会等については、「**謝金・旅費**」及び「**会場使用料・機器使用料**」又は「**差引事業費**(研修会等に係る支出合計額から徴収する参加費等の合計額を引いた額)」(いずれも、基準内のものとして認められるものに限る)のいずれか小さいものを助成対象経費とする。

5 申請方法

「研修会等開催支援申請書」（様式１）、「団体等の概要」（様式２）及び「研修会等経費見積書」（様式３）に記入のうえ、必要書類を添付して下記まで提出すること。基金が申請書類を審査し、適当と認められた場合は、助成額を決定し、助成金の決定通知書を交付する。

＜申請時期＞ 随時（研修会等の開催日の概ね１ヵ月前までに）

＜提出先＞ 〒920-0861 金沢市三社町１－４４ 石川県女性センター内
（公財）いしかわ女性基金
TEL (076)234-1112 / FAX (076)234-1130

6 実施報告

研修会等の終了後、２週間以内に「研修会等実施報告書」（様式４）及び「研修会等開催経費精算書」（様式５）に必要書類（領収書（原本）、写真、当日の配布資料等）を添付して提出すること。基金が実施報告書類を審査し、適当と認めた場合は、助成額を確定し、助成金の確定通知書を交付する。

7 助成金の支払

助成金は、原則として研修会等の終了後、上記「研修会等実施報告書」等実施報告書の提出を経て、基金からの確定通知書交付後に支払うものとする。

申請者は、基金からの確定通知書を受領後、速やかに「研修会等開催支援助成金請求書」（様式６）を提出すること。

ただし、申請者が必要とする場合は、助成決定額の８０％以内で前金払いを請求することができる。その場合、申請者は決定通知書を受領後速やかに「研修会等開催支援助成金前金請求書」（様式６－２）を提出すること。

8 その他

- ・支援事業は、開催チラシ等に「例：（公財）いしかわ女性基金助成事業」と記載する等、（公財）いしかわ女性基金の助成を受けていることを明示すること。
- ・助成決定した支援事業については、基金ホームページ上にて公表する。
- ・助成決定額の増額変更は原則として認められないので、経費見積書作成の際には注意すること。
- ・万一、研修会等の参加人数が予定より少なくなった場合は、助成額を変更もしくはは取消しする場合があるので、注意すること。

(公財) いしかわ女性基金 令和7年度活動支援事業 研修会等開催支援

講師等謝金及び旅費について

助成額は原則として、以下のとおりとなります（申込団体が基準を超えて支払うことを妨げるものではありません。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。）

1 県内の講師等の謝金

◇講師謝金

大学教授相当	6, 500円／時間	1日32, 500円まで
大学准教授相当	5, 400円／時間	1日27, 000円まで
その他の教員相当	3, 300円／時間	1日16, 500円まで
◇託児保育士謝金	1, 500円／時間	
◇手話通訳者等謝金	7, 000円／時間	

※ 講演・保育等に要する時間を対象とします。ただし、託児保育、手話通訳、要約筆記については、以下のとおりとします。

【託児保育】対象行事の開催時間に前後30分ずつを加えた時間を上限

【手話通訳】対象行事の開催時間に前30分を加えた時間を上限

【要約筆記】対象行事の開催時間に前1時間を加えた時間を上限

※ 30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げとします。

（複数回にわたり講師等を依頼する場合は、合計時間を切り捨て又は切り上げ）

※ 県外講師の謝金については、事務局へお問い合わせください。

2 旅費の上限

◇交通費 公共交通機関（電車、バス等）の利用料金で、県の旅費条例及び規程に準じた額

・ガソリン代、有料道路利用料金等は対象外とします。

◇宿泊費 1泊9,800円以内

・事業の実施のために講師等の宿泊が必要であると認められる場合に限りま